5 生活を支えるサービス。支援(介護保険以外)

1 高齢者のみまもり

1 高齢者みまもりネットワーク事業

いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるように、見守りを希望する高齢者を登載した「みまもり名簿」を活用し、区、地域、高齢者みまもりステーション(20ページ~24ページ参照)が連携して、高齢者を見守るネットワークづくりを行っています。

みまもりネットワークに登録された方には、日ごろの見守りや安否確認を行うほか、みまもりサービスをご案内します。

みまもりネットワークへの登録については、各地区の高齢者みまもりステーションまでお問い合わせ下さい。

対 象 者

区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、見守りを希望する方

- □ 75歳以上の方で
 - ・一人暮らしの方
 - ・高齢者のみの世帯に属する方
 - ・日中一人暮らしの状態となる方
 - ※75歳未満の方でも、みまもりサービスの利用を必要とする方はご相談ください。

みまもりサービス

ひと声運動(民生委員による定期訪問)、緊急通報システム、配食見守りサービス、救急医療情報キットの支給、新聞販売店による見守り

(問合せ) 高齢者福祉課 地域包括支援係 内線2676

2 緊急通報システム

ひとり暮らし等の方が急病などで緊急事態となった時、緊急ボタンを押すことによって、通信センターに通報されます。連絡を受けた通信センターは、状況に応じて救急車を要請し、警備員が玄関を開けに行きます。緊急連絡先の指定と、電話回線が必要です(ご利用いただけない電話回線もあります)。事前にご自宅の鍵をお預かりします。

対 象 者

日常生活を営むうえで不安を感じている65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の高齢者のみの世帯の方(日中ひとり暮らしの方を含みます。)

費用負担

月額利用料:住民税課税の方 200円/非課税の方 0円 機器電池代:電池交換時、消耗状態により数百円程度 (問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2677

3 配食見守りサービス

自立生活に不安のある方の見守りを兼ねて、昼食の宅配を行っています。費用は有料(1食280~680円)です。一部の事業者では治療食(糖尿病食や腎臓病食など)も配食します。

対 象 者

65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方のうち、在宅で、日中における安否確認の手段がなく、身体的状況等により食事の調理が困難な方(日中ひとり暮らしの方を含みます。)

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2675

4 ふれあい電話

ひとり暮らし等の方の孤独感の解消や安否確認を目的として、ふれあい電話担当員から週1~2 回お電話をおかけします。

(問合せ) 荒川区社会福祉協議会 地域ネットワーク課 ☎3802-3338 · FAX 3802-3831

「5」傾聴ボランティア活動推進事業

傾聴ボランティアが原則月2回、自宅を訪問し、お話し相手をしています。

(問合せ) 荒川区社会福祉協議会 地域ネットワーク課 ☎3802-3338 · FAX 3802-3831

2 外出に関するサービスや支援

🚹 高齢者入浴事業(ふろわり200)

区内にある公衆浴場を200円で利用できる高齢者入浴カード「ふろわり200」をお渡ししています。

対 象 者

区内の在宅で生活している満70才以上の方

利用方法

- ・高齢者福祉課窓口で(印かんと保険証または免許証等を持参)申請し、入浴カードを受け取って 下さい。
- ・区民事務所でも申請の取次をします(入浴カードは後日郵送となります)。
- ・入浴カードに200円を添えて浴場のフロント(番台)に提出してください。
- ・フロントの係員がシールを一枚はがしてカードをお返しします。
- ・週1回程度利用できます。※申請月によって利用できる回数が 変わります。



2 見守り支援員銭湯派遣事業

高齢者の皆様が安心して入浴ができるように、区内の銭湯に見守り支援員を派遣しています。 見守り支援員は、入浴前に健康づくりや生活に役立つ情報提供等と入浴時の見守りを行います。 1人で入浴することに不安がある方は、お気軽にご相談ください。

また、1人で銭湯まで行くことが心配な方には、ボランティアの送迎があります。

対 象 者

65歳以上、要支援2程度まで、1人で入浴動作ができる方

費用

参加費は無料ですが、入浴料は自己負担 ※「ふろわり200」利用可能(55ページ参照)

定員

各会場 男女各概ね5名

開催会場・曜日・時間

地域	公衆浴場名	所在地	曜	B	時間
南千住	草津湯	南千住7-26-2	月曜日	金曜日	
荒川	野崎浴場	荒川2-59-2	月曜日	水曜日	
町屋	子宝湯	町屋3-9-7	水曜日	金曜日	
	タイムリゾート	町屋4-4-1	火曜日	木曜日	15:00~17:00
尾久	ニュー惠美須	東尾久4-17-9	火曜日	木曜日	15.00~17.00
	梅の湯	西尾久4-13-2	水曜日	金曜日	
日暮里	雲翠泉	東日暮里3-16-4	月曜日	金曜日	
	日暮里 斉藤湯	東日暮里6-59-2	火曜日	木曜日	

申 込 先

区役所、またはお住まいの地域包括支援センター

(問合せ) 高齢者福祉課 地域包括支援係 内線2676 各地域包括支援センター(連絡先は21ページ~24ページ)

3 交通安全杖の支給

歩行困難な方の外出時の歩行補助具として、支給しています。

対 象 者

区内在住で、前年度の住民税が非課税であり、杖を使用しなければ歩行が困難な65歳以上の方

支 給 方 法

高齢者福祉課窓口で申請し、確認の上、杖をお渡しします。



4 自立支援用具の給付

歩行または入浴に支障のある方に対し、自立した生活が継続できるよう、 自立支援用具を給付しています。

対 象 者

区内在住の65歳以上の方で、在宅で生活し、下表の用具の種目ごとの 要件に該当する方



用具の種目		本人負担額	対象者の要件	
	シルバーカー	2,530円	歩行が困難なため歩行支援用具が必要と	
歩行支援用具	手すり(工事不要)	4,290~4,510円	認められる方 ※要介護1~5の方は除く	
入浴補助用具	シャワーベンチ	1,100円	入浴が困難なため入浴補助用具が必要と 認められる方 ※要支援1・2及び要介護1~5の方は除く	

費用

費用の10%を負担していただきます(上表の本人負担額は、令和4年9月時点の金額です)。ただし、 生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受けている方は無料です。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2677

| 5|| 高齢者の補聴器購入費の助成

老人性難聴の方を対象に、補聴器の購入費の一部を助成します。

対 象 者

次のすべての要件に該当する方

- ・ 荒川区内に住所を有する満65歳以上の方で、住民税が非課税の方
- ・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方
 - ※一般的には中等度難聴で聞き間違いを感じる方です。
 - ※聴覚障害の手帳をお持ちの方は、障害者福祉課へご相談ください。



助成上限額

25,000円

- ・医療機器である補聴器の本体及び付属品が助成対象です(※集音器は対象外)。
- ・助成はひとり1台限り、医療機関の受診料や修理、電池交換は対象外です。

申請にあたって

購入する前に、まずは区にご相談ください。区が助成要件を確認し申請書をお渡しします。

※区が助成を決定する前に購入した場合は、助成対象外となります。

6 車いすの貸し出し

短期間の場合

通院等で緊急に必要となった方に臨時で貸し出しています。 貸し出し期間は、おおむね2週間程度です。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2675

長期間の場合

区内在住で車いすを一時的に必要とされる状態になった方に貸し出しています。貸し出し期間は 6か月程度です。(延長・更新はできません。) また、要介護度2~5の方は介護保険の車椅子貸与を ご利用ください。

(問合せ) 荒川区社会福祉協議会 ☎3802-2794



都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーと都内の民営バスに乗車できます。購入には、 費用がかかります。詳しくは申し込み先におたずね下さい。

象 対

満70歳以上の都民の方(満70歳になる月の初日から申し込みできます。ただし、寝たきり状態 の方は対象になりません)

期 間 有 効

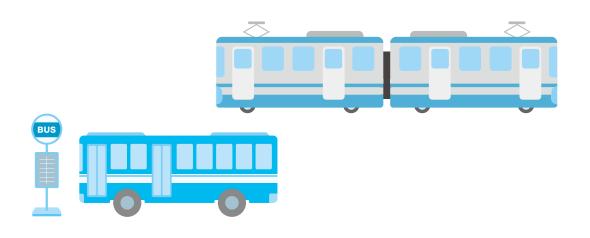
毎年10月1日から翌年9月30日まで(10月1日以降に発行される場合には発行日から有効)

込 先 申

シルバーパスの取扱いをしている都営交通の営業所

都営バス南千住自動車営業所 **2**3802-0391 都電荒川電車営業所 **2**3893-7451 日暮里・舎人ライナー日暮里駅定期券発売所 **☎**5837-2642

(問合せ) 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎5308-6950





3 在宅で受けられるサービスや支援

1 紙おむつ購入券・おむつ代の助成

寝たきり又は認知症等で紙おむつを必要とする方に、紙おむつ購入券又は、紙おむつ代を助成しています。申請月から対象となりますが、ご本人の当該年度の住民税の課税状況により支給額が異なります。

対 象 者

65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者(40~64歳)で次のいずれかに該当する方

- ・要介護度4・5の方
- ・要介護度1~3で、かつ認知症のある方
- ・入院中で、上記2点に準じる状態にある方
- ・身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ・愛の手帳の度数が1・2度の方
- ※介護保険施設に入所している方、生活保護を受給している方及び、「荒川区重度心身障害者(児) 紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方は除きます。

支 給 内 容

●紙おむつ購入券

非課税の方は、1か月6,000円分(2,000円券を3枚)、課税の方は、1か月3,000円分(1,000円券を3枚)の購入券を支給しています。

- ①購入券取扱店で1割分の自己負担金を支払ったうえで紙おむつと引き換えてください。
- ②購入代金が購入券の額を超えた場合は、差額をお支払いください。

2おむつ代助成

紙おむつの持込みができない病院、施設(介護保険適用施設は除く)等に入所している場合、 及び購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合におむつ代を助成します。1か月のおむつ 代が助成額に満たない場合は、実際にお支払いいただいたおむつ代の1割が自己負担額となります。 助成額は、下表のとおりとなります。

課税状況	利用限度額(月額)	自己負担額
課税	3,000円	利用限度額の1割
非課税	6,000円	机用恢复数V/T部

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2675

2 寝具乾燥消毒水洗いサービス

在宅で寝たきりの方の毛布や布団などを、毎月1回乾燥消毒します。また、年1回水洗いサービスも行います。

対 象 者

65歳以上の要介護度4または5の方で、寝具を干す場所及び干す方がいない等のため、乾燥消毒 水洗いが必要と認められる方

費用

1回あたり費用の10%分を負担(生活保護受給者は無料)していただきます。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2675

3 理美容サービス

在宅で寝たきりの方が、自宅で出張理美容サービスが受けられる、 理美容サービス券を支給しています。

対 象 者

65歳以上の在宅の方で、要介護度4または5の認定を受けた方

支給 枚数

年間6枚を支給しています。年度途中に申請された方は、申請月により支給枚数が異なります。

費用

1回あたり2.000円を負担していただきます。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2678

4 粗大ごみ処理手数料の免除

対 象 者

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者
- ③老齢福祉年金受給者 ほか

(問合せ) 清掃リサイクル推進課 作業係 ☎3892-4671 FAX 3895-4133 粗大ごみ受付センター ☎5296-7000

5 粗大ごみの運び出し

粗大ごみを屋外にご自身で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでいないなど、協力が得られない場合、以下に該当する世帯を対象に運び出しを行います。

なお、運び出し収集の対象としない品目もあります。(要問合せ)

対 象 世 帯

- ・65歳以上の者のみで構成されている世帯
- ・身体に障害を有する者のみで構成されている世帯
- ・その他区長が必要と認めた世帯

(問合せ) 清掃リサイクル推進課 作業係 ☎3892-4671 FAX 3895-4133



6 家庭ごみの戸別収集

家庭ごみをご自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、かつ他の者の協力が得られない高齢者・障がい者世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します。

対象 世帯

- ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、構成員全員が要介護2以上に認定されているか、同等の状態と認められる世帯
- ・障害者(身体・精神2級以上・愛の手帳を所持している者)のみで構成されている世帯
- ・その他区長が必要と認めた世帯

(問合せ) 清掃リサイクル推進課 作業係 ☎3892-4671 FAX 3895-4133

4 住まいに関するサービスや支援

1 高齢者用区営住宅

高齢者向けに配慮した設計・設備の住宅(単身用・二人世帯用)を、住宅にお困りの高齢者の方に提供しています。

住宅名	単身用	二人世帯用
町屋七丁目住宅(さくらハイツ町屋)	20戸	3戸
西尾久七丁目住宅(さくらハイツ西尾久)	29戸	5戸
南千住二丁目住宅(さくらハイツ南千住)	12戸	6戸
西尾久三丁目住宅(さくらハイツ小台)	34戸	5戸
町屋五丁目住宅	19戸	4戸

□ 空き室待ち登録者募集

毎年9月に区営住宅の空き室待ち登録者を募集しています。あらかわ区報等でお知らせしています。入居にあたっては条件がありますので、募集の際の「申込みのしおり」をご覧下さい。

(問合せ) 福祉推進課 地域福祉係 内線2615

2 高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

連帯保証人を立てられないために債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成しています。また、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者等世帯の物件探しを支援しています。ご相談ください。

対象 世帯

- ・65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方と60歳以上の方のみの世帯
- ・引き続き1年以上区内在住の方
- ・住民税、国民健康保険料等を滞納していない方 上記以外にも要件がありますので、利用される場合には必ず、事前にご相談ください。

助成内容

・民間保証会社の債務保証制度を利用した場合に、初回の保証委託料の一部(月額家賃等の50%で50,000円を限度)と2年目以降の更新保証料10,000円を助成しています。

債務保証制度

- ・家賃等の滞納があった場合、保証会社が月額家賃等を賃借人に替わって、一定期間一時的に立替 払いします。※滞納家賃等は免除されません。
- 契約者の方が万が一、死亡や行方不明等の場合には、家財道具の撤去や原状回復に要する費用等 を保証会社が保証します。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2678

3 高齢者住み替え家賃等助成事業

良質で防災上にも優れた住宅に転居する世帯、または取り壊し等により立ち退きを求められている世帯の方に、転居後の家賃等の一部を助成し、高齢者世帯の住まいの安全・安心の確保を支援しています。必ず、転居前にご相談ください。

世帯の要件

2年以上区内在住の70歳以上のひとり暮らしの方、または70歳以上の方と同居の配偶者、若しくは兄弟姉妹の方で構成された世帯が、区内の民間賃貸住宅から区内の他の民間賃貸住宅に転居する場合。

転居前の住宅の要件

1年以上居住している住宅の取り壊しや賃貸事業の廃止等により、立ち退きを求められている場合、 または次のいずれかに該当する住宅に1年以上居住している場合。

- ・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合していない。
- ・住戸の専用床面積が18㎡未満である。
- ・住戸に浴室又はトイレが設置されていない。

転居後の住宅の要件

次のすべてに該当する住宅

- ・昭和56年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合している。
- ・住戸の専用床面積が25㎡以上である。(ただし、平成18年9月18日以前に建築されたものについては、当分の間18㎡以上。)
- ・住戸に浴室とトイレが設置されている。

資格の要件

- 賃貸契約に定める賃料等を支払う見込みがある。
- □ 申請する方は独立して日常生活を営むことができる。 (要介護認定者については、要支援1・2、要介護1まで。)
- □ 世帯全員について、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がない。

- □ 生活保護受給世帯でない。
- □ 世帯全員について、前年度の住民税が非課税である。

助成内容

■ 家賃 : 転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成します。(月額4万円を限度とします。)

□ 礼金・権利金:家賃補助額の2か月分を限度として助成します。(※敷金は対象外)

□ 仲介手数料 : 家賃補助額の1か月分を限度として助成します。□ 転居費用 : 実支払額を助成します。(4万円を限度とします。)□ 契約更新料 : 契約更新後の家賃補助額の1か月分を助成します。

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2678

4 転倒防止用手すり設置給付(手すりの取付け)

玄関、トイレ、浴室等の自宅内で転倒の危険性がある場所に、手すりを取り付ける費用の一部を助成します。

※必ず取付工事を行う前にご申請ください。

※施工事業者は本制度の主旨を理解し区に登録している事業者からご選択ください(登録事業者の一覧については、区のホームページで確認いただくか、お問い合わせください。)。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- □ 区内に住所を有する70歳以上で介護認定を受けていない方
- □ 申請日以前6か月以内に要介護等認定申請を行っていない方
- □ 介護保険料を滞納していない方

利用者負担

- □ 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割~3割の自己負担があります。
- □ 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- □ 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類	支給限度基準額
転倒防止用手すりの取付け	50,000円

(問合せ) 介護保険課 介護給付係 内線2432



5 住宅改修予防給付

介護保険の要介護認定で非該当となった高齢者の方の在宅生活を支援することを目的に、居住する住宅の改修費用の一部を助成します。

- ※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
- ※事前に実地調査があります。
- ※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- □ 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- □ 申請日以前6か月以内に受けた要介護認定の結果が「非該当(自立)」となった方
- □ 介護保険料を滞納していない方

利用者負担

- □ 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割~3割の自己負担があります。
- □ 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- □ 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類	支給限度基準額
1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 床材の変更 4. 扉の取替え 5. 便器の洋式化 6. 1~5の附帯工事	200,000円

(問合せ) 介護保険課 介護給付係 内線2432

6 住宅設備改修給付

支援や介護が必要な高齢者の方の在宅生活を支援することを目的に、介護保険制度の住宅改修の対象とならない住宅設備を改修費用の一部を助成します。

- ※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
- ※事前に実地調査があります。
- ※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- □ 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- 要支援または要介護認定をお持ちの方(流し・洗面台の取替えについては、要介護4・5で車いす利用の方のみ)
- □ 介護保険料を滞納していない方

利用者負担

- □ 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割~3割の自己負担があります。
- □ 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- □ 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改 修 の 種 類	支給限度基準額
浴槽の取替え	379,000円
流し・洗面台の取替え ※要介護4・5で車いすを利用している方のみ	156,000円
便器の洋式化 ※介護保険住宅改修で支給限度額を超える場合に利用可能	106,000円

(問合せ) 介護保険課 介護給付係 内線2432

7 住宅設備等新設給付

自宅の1階が居住目的以外の空間(工場や店舗等)の場合、支援や介護が必要となっても生活の場を移設し在宅生活を継続できることを目的に、1階を居住空間に改修する費用の一部を助成します。

- ※必ず改修工事を行う前にご申請ください。
- ※事前に実地調査があります。
- ※住宅の新築や増築、修繕、リフォームにはご利用できません。

対 象 者

次のすべてに該当する方

- □ 区内に住所を有する65歳以上の方で、住宅改修が必要と認められる方
- □ 要支援または要介護認定をお持ちの方
- □ 介護保険料を滞納していない方

利用者負担

- □ 支給限度基準額の範囲で、改修費用の1割~3割の自己負担があります。
- □ 自己負担の割合は前年の所得等により異なります。
- □ 支給限度基準額を超える金額は全て自己負担となります。

助成内容

改修の種類	支給限度基準額	
1階床の新設	350,000円	
浴槽の新設	379,000円	
流し・洗面台の新設	156,000円	
便器の新設	106,000円	

(問合せ) 介護保険課 介護給付係 内線2432

5 その他のサービス

1 にこにこサポート(住民参加型 有償家事援助)

高齢の方等が、援助を必要とする時に支援を行う、有償の在宅福祉サービスです。会員制の互助 組織で、地域の方々(協力会員)が担い手となり、サービスを提供しています。

※サービス利用にあたっては、利用会員登録と年度額2,000円の会費が必要となります。(※にこにこサポートの利用会員は社会福祉協議会の特別会員になります。)

生活サポート

- □ 掃除・買物・洗濯・食事の支度など
- □ 利用料金 1時間あたり 750~850円

介護・見守りサポート

- 軽度の身の回りの介助・外出の介助・見守りなど
- □ 利用料金 1時間あたり 850~950円

健康文化サポート

- 趣味や娯楽のお相手・付き添いなど
- □ 利用料金 1時間あたり 850~950円

留守宅サポート

- □ 入退院時に必要な物のお届け・留守中の自宅の掃除など
- □ 利用料金 1時間あたり 750~850円

宅配夕食サービス

- □ 栄養のバランスがとれた夕食を宅配し、安否を確認します。
- □ 利用料金 1食あたり650円 (配達・見守り含む)
- □ 配達できる日 月曜~土曜日(日曜・祝日は休み)
- □ 配達時間 午後3時~午後6時(時間指定はできません。)

(問合せ) 荒川区社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 にこにこサポート ☎3891-5180



2 在宅介護者マッサージ事業

在宅で高齢者の方を介護している家族等の方に、無料マッサージ券を年に2枚支給しています。

対 象 者

在宅で、要介護度4または5の高齢者の方を介護している方

(問合せ) 高齢者福祉課 高齢者福祉係 内線2675

3 要介護高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、要介護認定を受けている方は、知的・身体障害者に準ずるもの と区が認定すれば、障害者控除や特別障害者控除の対象になります。

対 象 者

65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方及びおむつ支給を受けている方で特別障害者に準ずる方

認定基準

主治医意見書やおむつ調査での日常生活自立度によって判定をします。

(注) 所得税法の規定により、介護保険法上の要介護認定は障害者控除の認定基準とはなりません。

申請方法

区役所2階のおとしよりなんでも相談窓口で申請を受付けます。(認定書発行は申請日の翌日以降になります。)

※郵送の場合は、区のホームページで確認いただくか、お問い合わせください。